

災害危険区域内の建築行為について

山形県建築基準条例第1条の2の規定による災害危険区域内において適用される、同条例第1条の3の建築制限は、以下のとおり取り扱う。

1 適用方針

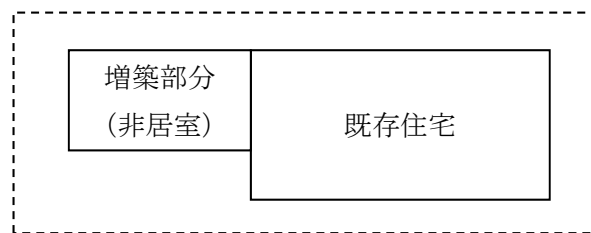
災害危険区域内における建築制限は、個々の建築物の安全の確保を目的としたものであり、敷地ごとではなく、建築物ごとに適用する。

なお、災害危険区域には急傾斜地崩壊危険区域の他、災害危険区域に指定されているその他の区域（地滑り、山崩れ、がけ崩れの区域）も含まれる。

2 取り扱い

増築する部分に居室を有していない場合（車庫、物置等）

- ① 同一棟の場合は増築できない（居室を有する一棟の建築物の建築に該当する）



- ② 同一敷地内で別棟の場合は増築できる

